

研究会における意見を踏まえた前回案からの変更 調査事項の主な変更点（案）

1 東日本大震災による転居の有無

現住居への入居時期が平成23～25年の者のうち東日本大震災（原子力発電所事故を含む）により転居した者については、前住居の代わりに被災前の住居を調査することとしてはどうか。

「震災による転居」の範囲については、本調査が全国的な大規模調査であることから、震災の直接的影響（住居損壊、避難勧告等）による転居のみならず、間接的な影響（就業、就学等の住生活への影響、不安感等）による転居についても含めて広く把握することが適当とも考えられる。転居理由を調査することの要否、転居理由の直接・間接の区分の在り方等について更に検討が必要。

調査に際しての留意事項

- ・被災した調査世帯への感情的配慮（例：転居前の世帯人員）
- ・調査結果の有効な利活用等

転居理由に係る選択肢区分案

- ・2区分案（直接的影響、間接的影響）・・・どのような場合が直接・間接に当たるのか、具体事例を調査票等に明記
 - ・6区分案（住宅に被害を受けた、避難地域に指定された、仕事の関係、就学の関係、生活への全般的な不安感等）
- ※主たる理由を調査

2 世帯全員の1年間の収入

「200万円未満」の区分については、世帯の忌避感緩和の観点から統合することも考えられるが、①地域自主性一括法改正により、平成24年4月から地方公共団体が条例によって公営住宅の入居収入基準を定めることとなっていること、②住宅マスタープラン策定の際に、より詳細な把握が有効なこと等を踏まえ、前回調査と同様の区分（100万円未満、100～200万円未満）とすることとしてはどうか。

※ 中位階級（500万円以上1000万円未満）を2区分に集約する案は維持。

3 建築の時期等

「平成3～12年」の区分については、この間の経済情勢の変化、住宅着工件数等の変動等に鑑み、「平成3～7年」、「平成8～12年」を区分して把握する必要がある。また、調査票の規格変更（A判化）に伴い紙面上に若干の余裕が期待できること等にも鑑み、「平成3～7年」、「平成8～12年」の区分を前回同様に維持したまま「昭和25年以前」からの14区分とすることとしてはどうか。

4 台所、トイレ、浴室、洗面所の取扱い

台所については、住宅の質的把握の観点から「台所の型」のみ調査することとしてはどうか。

※ 水洗トイレ、洋式トイレ、浴室、洗面所ともほぼ9割以上の設置率となっており、改めてその設置状況を基幹統計で捉える必要性は低いと考えられるため、前回案どおり削除することとしてはどうか。

5 省エネルギー設備等

新規項目の追加を前提に統合を検討していた「太陽熱」、「太陽光」については前回調査と同様に区分し、表現を分かりやすくした上で「太陽熱、太陽光、二重サッシ・複層ガラス」の3区分としてはどうか。

「高効率給湯設備」、「その他」の区分については、他統計で把握できていること、現在の普及状況等を踏まえ、今回調査では把握対象としないこととしてはどうか。